

議第63号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

令和6年12月6日提出

橿原市長 亀田 忠彦

- 1 契約の目的 白檀小学校長寿命化改良工事
- 2 契約金額 2,320,450,000円
- 3 契約の相手方 株式会社森本組・株式会社中川組特定建設工事共同企業体
(代表者) 奈良市高天町38番地の3
株式会社森本組 奈良営業所
所長 仲井 幸平
(構成員) 橿原市飯高町69番地の3
株式会社中川組
代表取締役 中川 茂宣
- 4 契約の方法 事後審査型条件付き一般競争入札

理由 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるもの

議第64号

特定事業契約の変更について

特定事業契約について、次のとおり変更するものとする。

令和6年12月6日提出

檀原市長 亀田 忠彦

平成27年檀原市議会3月定例会における議決を経て締結した八木駅南市有地活用事業に係る特定事業契約について、当該議決事項3の契約金額を9,721,070,374円に改める。

理由 本件契約の維持管理業務及び運営業務に係る対価が、事業契約約款に基づき、物価変動により改定されることに伴い、特定事業契約の契約金額に変更が生じるため、議会の議決を求めるもの

議第65号

民事調停の申立てについて

次のとおり民事調停を申し立てる。

令和6年12月6日提出

檀原市長 亀田 忠彦

1 相手方となるべき者の住所及び氏名

檀原市久米町652番地の2

公益社団法人 檀原経済倶楽部 代表理事 高瀬 泰嗣

2 申立ての要旨

市は、次に掲げる民事調停を求める。

- (1) 申立人と相手方間の、下記土地の公有財産賃貸借契約に基づく貸付料は、令和6年度より、年額として市長の評定した当該土地の価額の4分であることを確認する。

所在：檀原市久米町652番地18 外

面積：1,013.82㎡

- (2) 相手方に、申立人檀原市に対し、(1)で確定した金額より金1,380,650円を差し引いた金員、及びこれに対する納期限の翌日から納付済みまで法定利率の割合による金員を支払うことを求める。

3 本件に関する取扱い

- (1) 調停不成立の場合は、提訴することができる。
(2) 提訴による判決の結果必要があるときは、上訴することができる。
(3) 調停又は訴訟において、必要があるときは、以下をすることができる。

ア 申立て又は請求の趣旨の変更

イ 申立て又は請求の趣旨の追加

ウ 調停の成立又は和解

エ 申立て又は訴えの取下げ

理由 貸付料の改定に応じない者に対し、貸付料確認の民事調停を申し立てることについて、地方自治法第96条第1項第12号の規定に基づき、議会の議決を求めるもの

議第66号

橿原市香久山体育館、橿原市万葉の丘スポーツ広場、香久山公園、橿原市ひがしたけだドーム、東竹田近隣公園、橿原市曾我川緑地体育館、曾我川緑地及び橿原市中央体育館の指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和6年12月6日提出

橿原市長 亀田 忠彦

- 1 施設の名称 橿原市香久山体育館、橿原市万葉の丘スポーツ広場、香久山公園、橿原市ひがしたけだドーム、東竹田近隣公園、橿原市曾我川緑地体育館、曾我川緑地及び橿原市中央体育館
- 2 指定する団体 大阪市中央区北浜四丁目1番23号
ミズノスポーツサービス株式会社
代表取締役 薬師寺 洋彰
- 3 指定の期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

理由 指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるもの

議第67号

檀原運動公園の指定管理者の指定について
次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和6年12月6日提出

檀原市長 亀田 忠彦

- 1 施設の名称 檀原運動公園
- 2 指定する団体 京都市上京区丸太町通河原町東入駒之町536
株式会社ビバ
代表取締役社長 小森 敏史
- 3 指定の期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

理由 指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるもの

議第68号

奈良県広域水道企業団設立準備協議会の廃止について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の6の規定により、令和7年3月31日をもって奈良県広域水道企業団設立準備協議会を廃止することについて、奈良県、大和高田市、大和郡山市、天理市、桜井市、五條市、御所市、生駒市、香芝市、宇陀市、平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町、高取町、明日香村、上牧町、王寺町、広陵町、河合町、吉野町、大淀町、下市町、磯城郡水道企業団及び奈良広域水質検査センター組合と協議したいので、議会の議決を求める。

令和6年12月6日提出

橿原市長 亀田 忠彦

理由 奈良県広域水道企業団設立準備協議会を廃止することに関し、関係地方公共団体と協議することについて、議会の議決を求めるもの

議第69号

奈良県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び奈良県市町村総合事務組合規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、令和7年3月31日をもって奈良広域水質検査センター組合が解散することに伴い奈良県市町村総合事務組合から同組合を脱退させ、奈良県市町村総合事務組合規約を次のとおり変更することについて、同法第290条の規定により、議会の議決を求める。

令和6年12月6日提出

橿原市長 亀田 忠彦

奈良県市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約

奈良県市町村総合事務組合規約（平成20年奈良県指令市町村第1143号）の一部を次の表のように変更する。

（下線部分は改正部分）

新旧対照表

改 正 前		改 正 後	
別表第1（第2条関係）		別表第1（第2条関係）	
奈良市、大和高田市、大和郡山市、天理市、橿原市、桜井市、五條市、御所市、生駒市、香芝市、葛城市、宇陀市、山添村、平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町、川西町、三宅町、田原本町、曾爾村、御杖村、高取町、明日香村、上牧町、王寺町、広陵町、河合町、吉野町、大淀町、下市町、黒滝村、天川村、野迫川村、十津川村、下北山村、上北山村、川上村、東吉野村、老人福祉施設三室園組合、宇陀衛生一部事務組合、上下北山衛生一部事務組合、香芝・王寺環境施設組合、奥山組合、川西町・三宅町式下中学校組合、王寺周辺広域休日応急診療施設組合、吉野広域行政組合、山辺環境衛生組合、曾爾御杖行政一部事務組合、南和広域衛生組合、東宇陀環境衛生組合、 <u>奈良広域水質検査センター組合</u> 、 <u>静香苑環境施設組合</u> 、奈良県広域消防組合		奈良市、大和高田市、大和郡山市、天理市、橿原市、桜井市、五條市、御所市、生駒市、香芝市、葛城市、宇陀市、山添村、平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町、川西町、三宅町、田原本町、曾爾村、御杖村、高取町、明日香村、上牧町、王寺町、広陵町、河合町、吉野町、大淀町、下市町、黒滝村、天川村、野迫川村、十津川村、下北山村、上北山村、川上村、東吉野村、老人福祉施設三室園組合、宇陀衛生一部事務組合、上下北山衛生一部事務組合、香芝・王寺環境施設組合、奥山組合、川西町・三宅町式下中学校組合、王寺周辺広域休日応急診療施設組合、吉野広域行政組合、山辺環境衛生組合、曾爾御杖行政一部事務組合、南和広域衛生組合、東宇陀環境衛生組合、 <u>静香苑環境施設組合</u> 、奈良県広域消防組合	
別表第2（第3条関係）		別表第2（第3条関係）	
共同処理する事務	組合市町村	共同処理する事務	組合市町村

改正前		改正後	
1 組合市町村の常勤の職員に対する退職手当の支給に関すること。	葛城市、宇陀市、山添村、平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町、川西町、三宅町、田原本町、曾爾村、御杖村、高取町、明日香村、上牧町、王寺町、広陵町、河合町、吉野町、大淀町、下市町、黒滝村、天川村、野迫川村、十津川村、下北山村、上北山村、川上村、東吉野村、老人福祉施設三室園組合、宇陀衛生一部事務組合、上下北山衛生一部事務組合、香芝・王寺環境施設組合、奥山組合、川西町・三宅町式下中学校組合、王寺周辺広域休日応急診療施設組合、吉野広域行政組合、山辺環境衛生組合、曾爾御杖行政一部事務組合、南和広域衛生組合、東宇陀環境衛生組合、 <u>奈良広域水質検査センター組合</u> 、静香苑環境施設組合、奈良県広域消防組合	1 組合市町村の常勤の職員に対する退職手当の支給に関すること。	葛城市、宇陀市、山添村、平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町、川西町、三宅町、田原本町、曾爾村、御杖村、高取町、明日香村、上牧町、王寺町、広陵町、河合町、吉野町、大淀町、下市町、黒滝村、天川村、野迫川村、十津川村、下北山村、上北山村、川上村、東吉野村、老人福祉施設三室園組合、宇陀衛生一部事務組合、上下北山衛生一部事務組合、香芝・王寺環境施設組合、奥山組合、川西町・三宅町式下中学校組合、王寺周辺広域休日応急診療施設組合、吉野広域行政組合、山辺環境衛生組合、曾爾御杖行政一部事務組合、南和広域衛生組合、東宇陀環境衛生組合、静香苑環境施設組合、奈良県広域消防組合
(略)		(略)	

附 則

この規約は、令和7年4月1日から施行する。

理由 奈良広域水質検査センター組合の解散に伴い、奈良県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更を行うことについて、議会の議決を求めるもの

議第70号

市道路線の認定について

次のとおり市道路線を認定する。

令和6年12月6日提出

榎原市長 亀田 忠彦

認定する路線

路線 番号	路線名	起 点	終 点	重要な 経過地
3740	古川町14号線	古川町254番先から	古川町25番先まで	—
3741	古川町15号線	古川町253番先から	古川町58番先まで	—
3742	四条町39号線	四条町162番先から	四条町88番先まで	—
1707	葛本町63号線	葛本町272番先から	葛本町272番先まで	—
4479	田中町13号線	田中町67番先から	田中町68番先まで	—
4480	五条野町51号線	五条野町375番先から	五条野町375番先まで	—

理由 市道路線の認定について、道路法第8条第2項の規定に基づき、議会の議決を求めるもの

(議第70号の資料)

認定する路線

路線 番号	路 線 名	延 長 (m)	幅 員 (m)
3740	古川町14号線	100.6	6.0
3741	古川町15号線	113.0	6.4
3742	四条町39号線	233.4	9.5
1707	葛本町63号線	85.5	6.0
4479	田中町13号線	35.1	6.0
4480	五条野町51号線	46.8	6.3